

第558回（令和8年度第3回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和8年8月7日（金）13時28分～13時53分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、木原委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 浅山委員、寺田委員、森委員、山崎委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、嶋田委員、西村委員、花原委員、福嶋委員

【事務局】

鳥取労働局 山下労働局長、高橋労働基準部長、今井賃金室長、
清水賃金室長補佐、玉谷労働基準監督官

4 議事

（１）鳥取県最低賃金の改正決定について

（２）その他

5 資料目次

（１）鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書（写）

（２）鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）（写）

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 皆様おそろいですので、始めさせていただきます。

ただ今から第558回（令和8年度第3回）鳥取地方最低賃金審議会を開催します。

本日の委員の出席状況ですが、公益の道前委員から欠席の連絡をいただいております。

現時点で15名の委員のうち、14名の委員の出席をいただいておりますので、最低賃金

審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告します。

本日、午前中に開催しました第9回鳥取県最低賃金専門部会におきまして、鳥取県最低賃金の改正について、全会一致での結審となりました。したがって、最低賃金審議会令第6条第5項が適用され、専門部会報告をもって審議会でも決議されたものとみなされるため、答申が行われました。本日の審議会では、答申等の報告をいたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議会も公開としており、6名の傍聴人の方がお見えになっております。傍聴人の皆様には、傍聴に当たっての注意事項に従っていただきますようよろしくお願いします。

これより先の審議会の進行を会長にお願いいたします。

○佐藤会長 先ほど案内がありましたように、本日の午前中に第9回の専門部会を開催し、全会一致をもちまして結審をいたしました。

議事の1、鳥取県最低賃金の改正決定についてですが、初めに、事務局から鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書を読み上げてください。

〔報告書の読み上げ〕

○佐藤会長 ありがとうございます。

報告書が取りまとめられた経緯を、部会長でもありました私から説明をさせていただきます。

専門部会は9回行いました。結果といたしましては、先ほど読み上げがありましたように、現行の鳥取県の最低賃金額1,030円から60円上げた1,090円ということです。この金額は、使用者の皆様が希望されている額よりも高く、そして、労働者の皆様希望されている額より低いということで、両者不満が残るかと思いますが、一応納得をしていただき、全会一致で結審をいたしました。昨年に続いての全会一致ということで、専門部会委員の皆様は、9回にわたり審議を重ねていただき、ありがとうございました。

労働者側にとって今回一番大きなところは、物価上昇、また、ガソリンの値上げ等もありますので、どうしても賃金の引上げが必要であるということでした。対して、鳥取県においては、価格転嫁が全国最下位で、使用者にとっては非常に厳しい状況にあるということで、両者の最終提示額の中央値から3円使用者側に寄せさせていただき、1,090円を提示させていただいた次第です。

発効日につきましては、2回目の専門部会で、鳥取県の審議会としては初めて、積極的に発効日について審議をしました。労使ともに動かす必要はないということで、早々に法定発効でいくと全会一致で決めたところであります。

要望につきましては、昨日行った公益委員会議では、要望したところで聞いてもらえないのであれば無駄だろうということで、消す案も出しましたが、第9回の専門部会で載せたほうがいいということで、政府に対する要望と厚生労働省に対する要望を2つ載せさせていただいている次第です。

それでは、労働者側、使用者側、それぞれ代表の方から審議経過の説明をお願いしたいと思います。

○山下委員 今回、専門部会を第9回まで行わさせていただきました。去年は目安が出るのがとても遅く、専門部会を中止した県も見られましたが、鳥取県では、目安が出ていない状況でも公労使の3者で協議を進めました。今年も一定程度の目安額が示されるのではないかという予測があり、注目度も高かったと思っています。そのため、専門部会を9回行くと設定をし、目安が出る前から審議を開始をさせていただきました。

労働者側委員は、今の日本の情勢、政府が掲げている方針等も踏まえ、賃上げのノルムを確立するんだという思いを込めて、しっかりと最低賃金を底上げしていかなければならないと訴えかけさせていただきました。最終的に公益の先生に苦労をおかけし、公益見解をまとめていただきました。最終的に、我々もこれ以上歩み寄れないというところまで歩み寄りをさせていただき、昨日、公益の先生にお願いをしたという経過であります。労働者にとって、最低賃金の審議は今年で終わりではなく、来年、再来年も、引き続き行われます。その中で、今回の1,090円というのは来年に向けての道筋ができたのかなという解釈の下、1,090円が妥当であるだろうと判断をさせていただきました。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

西村委員、お願いします。

○西村委員 私は、使用者代表である上に、所属する団体である鳥取県経営者協会の代表としても審議に参加させていただいています。今年の審議に入る前に、鳥取県経営者協会の会員の方から、一昨年を目安額が50円、去年が64円で、14円アップしているため、今年はホップ、ステップ、ジャンプみたいな感じの結果になることは避けてほしいということ言われました。そのため、今年はホップ、ステップ、キープでお願いしますという

願いをもって参加させていただきました。これまで賃上げが過熱、ヒートアップしており、本来競争すべきものではないですが、他県との競争のような風潮もあります。いわゆる上昇一辺倒のこの状況の潮目を変えるといいますか、状況を変えるということが今年の我々使用者団体のどうしても外せない、折れることができない部分であったと思っています。

今回の1,090円が我々使用者全員が心の底から納得できる金額かという、決してそうではないですが、結果として、去年よりも少し落ち着いた金額で決着できたということが記録として残るわけですから、我々としても非常に大きなメッセージ性はあったのだろうと思っています。これには労働者側の皆様も、我々の気持ちも酌んでいただいているということもあるでしょうし、もちろん公益の方々もその辺を十分酌んでいただいたのだらうという思いもありますので、この結果で落ち着いたことに満足しているという状況です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆様から何かコメント、実は納得していない等がありましたら、お願いします。

(なし)

ありがとうございます。専門部会での審議結果は以上のとおりとなります。

続きまして、事務局から答申文の読み上げをお願いいたします。

〔答申文の読み上げ〕

○佐藤会長 ありがとうございます。

何か意見等がありますか。

(なし)

議事の1、鳥取県最低賃金の改正決定については以上といたします。

議事の2、その他です。

事務局から今後の日程等をお願いいたします。

○今井賃金室長 今後の日程について申し上げます。

まず、本日答申をいただきましたので、本日から8月24日月曜日まで異議申出に係る公示を行います。その結果、異議申出がございますと、8月25日火曜日9時半からこの会場で第559回異議審を開催し、異議申出について諮問し、審議をお願いすることとなります。

また、今後は、既に諮問しております、特定最低賃金に係る改正についても準備を進め

てまいります。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今の説明について、何かありますでしょうか。

(なし)

事務局から次に何かございますでしょうか。

○今井賃金室長 最後に、労働局長の山下から挨拶を申し上げます。

○山下労働局長 山下でございます。改めてお疲れさまでございました。

今、お話しいただいたとおりでございますして、専門部会で全会一致の御結審をいただいたということでございます。御案内のとおり7月7日に諮問させていただいたところでございます。

先ほど御説明にもありましたとおり、1回目の専門部会の審議は中央最低賃金審議会での目安が出ていない中で、積極的に先んじて開始しているというところでございます。専門部会においては、発効日を遅らせないということで、例年どおりの法定発効とすることも早々に決めていただいたということでございます。

今年度につきましては、先ほどお話にもありましたが、昨年を上回る9回、会議を開催していただいたところで、皆様のお立場もありながら、非常に丁寧かつ熟した議論を、緊張感のある議論の中、重ねていただいたということかと思えます。そのおかげをもって、御案内のとおり、昨年度に続きまして、全会一致ということになったということかと思えます。

しっかりと議論を重ねた結果での全会一致ということでもありましたので、非常に短期間ではありましたが、実りのある審議をしていただいたのではないかなと感じております。皆様の御尽力に改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

私どもとしましては、今説明しましたように、今後、異議申出に係る所定の手続を滞りなく、かつ速やかに進めてまいりたいと思っております。また、御要望にもいろいろあったかと思いますが、最低賃金の周知、履行の確保につきましても、引き続き行政機関としてしっかり全力で取り組んでまいりたいと思えますし、特に最低賃金の引上げの影響が大きい中小、また小規模事業の方々に対しての支援策の利用促進、価格転嫁の指針の周知等の賃上げに係る環境整備に、皆様とも連携をさせていただきながら、引き続きしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

また、答申に記載しております要望事項につきまして、聞き入れてもらえないなら入れないほうがいいかなというお話もありましたが、私どもからもしっかり本省には伝えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

どこもそうですけれども、最低賃金につきましては、非常に注目度の高い事案でございますので、しっかりと関係機関とも連携をしながら、事務手続、執行状況、支援、色々なところも滞りなく改めてしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からのお礼の挨拶とさせていただきます。大分暑い中、連日の御議論を非常に長く続けていただきましたことについて、改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

○佐藤会長 ありがとうございました。

本日の審議会は、これにて終了とさせていただきます。次回、異議審、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。